

# 滋賀県警からのお知らせ

お知らせ



## 風営適正化法の従業者名簿に関する規定が変わりました！

Q 1 いつ変わったのですか？

A 1 平成 26 年 10 月 17 日付で、風営適正化法の従業者名簿に関する規定を定めている内閣府令が改正されました。

Q 2 何が変わったのですか？

A 2 風営適正化法の規制を受ける営業については、営業所又は事務所ごとに従業者名簿を作成することが義務づけられていますが、従前は必須記載事項とされていた「本籍」又は「国籍」の記載が、必須記載事項から外されました。  
今後従業者名簿の必須記載事項は、従業者の  
住所、氏名、性別、生年月日、採用年月日、従事する業務の内容  
退職した場合には退職年月日  
となります。

但し、接客従業者（Q 5、A 5 に該当する業種）につきましては、従業者名簿に「国籍」（本籍地の都道府県名でも結構です。）の記載義務がありますので、注意してください。

Q 3 今後は、本籍地の確認はしなくてよいのですか？

A 3 年少者の保護、不法就労、人身取引事犯等の防止のため、従前から従業者名簿の生年月日、本籍地の確認が必要とされる営業については、今後も本籍地の確認及び確認にかかる資料の保存は必要です。

ただし、確認に使用する書類について、日本人の場合は

- ・ 生年月日及び本籍地都道府県名の記載された住民票記載事項証明書
- ・ 一般旅券（パスポート）
- ・ その他官公庁から発行、発給を受けた書類で当該従業者の生年月日、本籍地都道府県名の記載されたもの

と変わりました。

Q 3 これまで確認資料として規定されていた本籍地記載の住民票の写しは確認資料としては使えないのですか？

A 3 その他官公庁から発行、発給を受けた書類にあたりますので、本籍地の詳細が記載されてる住民票の写しについても、これまでどおり確認資料とすることが出来ます。

Q 4 従業者名簿の作成、保管が必要なのはどのような営業ですか？

A 4 風営適正化法で、従業者名簿の作成、保管が義務づけられているのは、

- 風俗営業者  
(1号から8号の風俗営業の許可を受けている営業者)
- 店舗型性風俗特殊営業を営む者  
(ソープランド、モーテル、ラブホテル、アダルトショップの営業者)
- 無店舗型性風俗特殊営業を営む者  
(デリバリーヘルス、通販型アダルトショップの営業者)
- 無店舗型電話異性紹介営業を営む者  
(ツーショットダイヤルの営業者)
- 午後10時以降に営む酒類提供飲食店を営む者  
(深夜酒類提供飲食店の届出をされている営業者を含みます。)
- 深夜における飲食店を営む者  
(深夜酒類提供飲食店以外の深夜営業を行う飲食店の営業者)

です。

Q 5 従業者名簿の生年月日、本籍地の確認が必要とされる営業は何ですか？

A 5 上記A 4に記載の営業者のうち

- 1号から6号の風俗営業(接待飲食等営業)の許可を受けている風俗営業者
- 店舗型性風俗特殊営業を営む者  
(ソープランド、モーテル、ラブホテル、アダルトショップの営業者)
- 無店舗型性風俗特殊営業を営む者  
(デリバリーヘルス、通販型アダルトショップの営業者)
- 午後10時以降に営む酒類提供飲食店を営む者  
(深夜酒類提供飲食店の届出をされている営業者を含みます。)

については、従業者名簿の生年月日、本籍地を法定の書類で確認し、当該確認に用いた書類の写し等を従業者名簿とともに保管する義務があります。



この件について疑問点などがございましたら、

**滋賀県警察本部**

**生活環境課許可等事務担当室(風俗営業担当)**

(代表電話 077-522-1231)

までどうぞ。